京北自動車交通株式会社 ・ 京北サービス株式会社

2026年度 輸送の安全に関する取り組み

1・ 輸送の安全に関する基本的な方針

我社は「輸送の安全の確保」に関する基本的な方針として(安全方針)を定め、その実績と正則作業の徹底により社員全員が一丸となり安全・快適な輸送のサービスを提供することに努めます。

安　全　方　針

＊ **安全はすべてに優先**
私たちは、安全な運行・車両を提供するとともにお客様の安全を最優先に考えて行動いたします。

＊ **法令及び規則を遵守**
私たちは、輸送の安全に関するする法令や規則を遵守し厳正かつ忠実に職務を行います。

＊ **推測・憶測に頼らない**
私たちは、職務を遂行するにあたり推測ではなく、常に輸送の安全に関する事項を確認し情報は迅速かつ正確に行います。

＊ **意識を高め、変革に挑戦**
私たちは、常に輸送の安全確保に向けた問題意識を高め、安全におけるPDCAを徹底させ変革に挑戦していきます。

2・ 安全重点策における輸送の安全の確保に関する取組目標

我社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき2023年度の安全重点施策において輸送の安全に関する目標を以下の通り定めます。

【重 点 目 標】

＊ 重大事故の撲滅

〖1〗 安全確認行動の徹底
- 出庫、帰庫時の車庫内事故ゼロ
- 横断歩道での歩行者との事故ゼロ
- 自転車追い越し時の接触事故ゼロ
- 車内事故ゼロ
- 道路交通法違反による事故ゼロ
- 後退時の事故ゼロ

〖2〗 関係法令及び社内規定の遵守
- 業務監査指摘事項の根絶
- あおり運転の撲滅
- 飲酒反応者ゼロ
- 睡眠不足ゼロ
- ハラスメント防止

〖3〗 安全快適な輸送サービスの向上と、これらに資する有効な投資
- 車両の輸送施設等の充実
- ヒューマンエラーに起因する路上故障等の撲滅

〖4〗 コミュニケーションの更なる深化
- 迅速かつ正確な報告の実施
- ヒヤリハット体験情報の収集および活用
- マネージメントに基づく安全施策の検証及び見直し

3・ 安全重点施策における輸送の安全の確保に関する取組計画

我社は、2023年度の取組目標達成に向けて輸送の安全の確保と快適な輸送サービスを提供するため具体的な取組を以下の通り実施します。

〖1〗 安全行動確認の徹底

【＊ 事故を未然に防ぐ安全運行の徹底】

①【安全重点3則】の徹底
- ▸指差呼称による安全確認を行います。
- ▸右左折時に必ず一旦停止をします。
- ▸発進時に着席声掛けを行います。

②【安全確認行動宣言】による安全意識の共有
- ▸私は、人命保護と救護を最優先に行います。
- ▸私は、指差呼称で歩行者の安全を確認します。
- ▸私は、右左折時の一旦停止の時目視確認を行います。
- ▸私は、着席確認の時お声がけと目視により確認を行います。
- ▸私は、横断歩道・交差点付近を通過するときは歩行者がいる場合は必ず停止いたします。
- ▸私は、自転車が近くにいる場合は追い抜きはしません。
- ▸私は、バックするときは必ず目視して障害物がないか確認します。

③【過去の事故経験の継承と再発防止】
- ▸過去の重大事故例を映像化して乗務員研修会ときに活用します。
- ▸営業所管理者及び乗務員の事故対応経験者による安全衛生委員会での説明。

④【運行管理の徹底】
- ▸事故防止運動の実施（全国交通安全運動・自動車輸送総点検）
- ▸本社役職者による点呼等実施状況確認

【＊ 健康管理対策の充実（健康に起因する事故ゼロ）】

【日常健康管理体制の充実】
- ▸乗務員の健康管理に関するマニュアルに基づき日常健康管理に関する各種基準ならびに運用方法等を明確化し適正に運用しています。
- ▸「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等とその前兆・自覚症状」国土交通省のマニュアルを用いて自己診断を行わせ、個別面談にて健康状態の確認を定期的に行い的確に把握し健康管理に関する指導を行っております。
- ▸点呼時に」おける健康状態の把握
- ▸定期健康診断の実施（年2回）

〖2〗　関係法令及び社内規定の遵守

【＊　関係法令の遵守】

① 関係法令への適合性の把握と推進
▸関係法令・制度改革等の把握と速やかな対応
▸安全に関する社内アンケート調査による従業員意識の把握とﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ

② 飲酒・薬物運転に関する取り組み
▸従業員に対するアンケート及びヒアリングを定期的に実施し、飲酒実態を確実に把握するとともに、実施結果に基づく指導監督を強化
▸違法薬物に関する意識啓蒙及び薬物運転防止対策の実施

③ 睡眠不足対策
▸運転者からその日の心身状況を聴取し、健康状態の把握に努める

④ ハラスメント問題とそのリスク
▸言動が客観的にみて指導の範囲を逸脱していないか経営者、管理者の意識を高める

⑤ 携帯電話・スマートフォン等の適切な運用と管理の徹底
▸業務用を含む携帯電話・スマートフォン等の取り扱いについて社内規定を定め適切な管理と乗務中の使用禁止、並びに乗務中の私物携帯電話・スマートフォンの原則使用禁止を徹底
▸運行管理者によるドライブレコーダーの映像を活用した乗務状況の確認及び指導監督を定期的に実施

【＊　教育及び研修】

① 教育・研修スケジュールに基づき実施

乗務員】▸事故惹起者・苦情惹起者に対する定期研修
▸高齢運転者フオロー強化

管理者】▸定期研修（1年毎）
▸運輸安全マネジメント制度の趣旨、目的、我社取り組みの周知徹底強化
▸運行管理者及び補助者の一般講習実施

整備者】▸定期研修（1年毎）
▸車載器機器整備研修

② 運転技術の向上に向けた取り組み
▸車両特性や重点施策を再認識することにより、乗務員の安全意識の向上とモチベーション向上を図ることを目的に開催
▸安全運転講習会の開催

〖3〗　安全快適な輸送サービスの向上と、これらに資する有効な投資

【＊　快適な輸送サービスの提供】

① お客様からの声を収集・分析してサービスの改善に活用する
▸特に事故につながりやすいご意見はヒヤリハット情報として発生要因を分析し
再発防止策を検討する

【＊　安全・安心な輸送施設の提供】

① 安全・安心な車両の運行

▸法定点検（3ヶ月毎）に加えて自主点検（1ヶ月毎）点検の実施
▸車両故障初期対応マニュアルの活用
▸リコール等を含む車両整備に係るリスク情報の共有と対策

② 安全性の向上した新型車両や安全装備の計画的な導入

▸新基準による国土交通省標準仕様の導入推進
▸夜間の視野向上のためLEDヘッドライトの交換推進
▸貸切観光バス車両における安全装備の充実
▸既存車両への安全装置装備、エンジンルーム消化装置、車線逸脱警報装置
▸安全装置を搭載した新型車両への代替え処置

〖4〗　コミュニケーションの更なる深化

【＊　迅速かつ正確な報告と非常時の情報共有】

▸緊急事態発生時の報告、連絡体制に基づき報告・共有すべき情報の伝達対象者を
明確に定め、迅速かつ正確な情報を共有する
▸情報伝達訓練を定期的に実施
▸異常事態対応訓練の実施
▸テロ等発生事態の対策

【＊　事故情報及びヒヤリハット情報の収集と活用】

① ヒヤリハット情報の収集と共有
▸各営業部が収集したヒヤリハット情報を広く共有する取り組みを実施しております.

② 事故・ヒヤリハット情報を活用した教育の実施
▸毎月の研修会において社内・社外の事故事例を活用した事故防止研修会の開催
▸ヒヤリハット情報を活用した座学講習の実施

【＊　情報共有及びコミュニケーション】

① 連絡会議の開催
▸毎月1回会長・社長をはじめとする役員及び各部署の責任者による会議を実施.

② 役員と従業員との直接対話によるコミュニケーション
▸社長,安全統括管理者と労使会談による意見交換

③ 安全衛生委員会の開催
▸毎月1回、全従業員の各部代表者による意見交換及び会議

４・ 輸送の安全に関する内部監査結果及びこれを踏まえた処置内容

輸送安全マネージメントの実施状況を確認するため、輸送の安全に関する内部監査を年1回実施しています。2024年度の実施概要は以下のとおりです。

実施日　　2024年2月25日
監査対象 運行管理部・安全管理部
監査ﾁｰﾑ 監査リーダー　今田充保（取締役社長） 監査員　今田雄一（専務取締役）

総　　評

【評価事項】

貴社における安全管理体制の構築及び改善に関する取り組みについて経営トップ以下社員が一丸となって、安全の確保に取り組んでおり以下に掲げる項目について評価します。

① 経営トップは、安全、快適な輸送サービスの提供を実現に向けて主体的に関与し、リーダーシップを発揮されていること。

② 安全統括管理者は、安全コンテストの開催など、運転者のモチベーションを向上させる取組を積極的に行い、安全確保に向けてその責務を遂行されていること。

【助言事項】

一方、安全管理体制の向上に向けて、以下に掲げる項目については、更なる取組を講じることが必要であると思われることからご検討ください。

① 安全目標及びその目的を達成するための取組計画の策定にあたっては、自社の課題をしっかりと把握し、その課題解決に向けたより具体的な目標の設定と目標設定のための取組計画を策定する。

② ヒヤリハット情報を収集し、活用するため、運転者等に対して当該情報を報告することの重要性の周知報告書に対して不利益が生じないように配慮を行うことを十分説明し、ヒヤリハット情報を収集・活用する取り組みを行い事故等の未然防止に努められること。

＊　輸送の安全に係る情報伝達の体制・その他の組織体制

① 情報の伝達方法	会議等の開催
② 緊急時における乗務員からの報告	車載携帯電話等
③ 業務実施体制の適否	適

＊ 輸送の安全に係る教育及び研修の実績情報（回）

運転者	教育 年間実施回数	
	研修 年間実施回数	12回
運行管理者	教育 年間実施回数	
	研修 年間実施回数	1回
整備管理者	教育 年間実施回数	
	研修 年間実施回数	1回

＊ 運行管理者及び整備管理者に係る情報

運行管理者	在籍者人数	8名
	他 業務の兼任者人数	
運行管理補助者	在籍者人数	10名
	他 業務の兼任者人数	
整備管理者	在籍者人数	3名
	他 業務の兼任者人数	
整備管理補助者	在籍者人数	4名
	他 業務の兼任者人数	

＊ 事業用車両に係る情報（貸切登録）

車種	車両台数	年式		平均年数	安全装置導入状況	
		最古	最新		ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞ	運行記録計
小型	7台	2008年	2019年	3年	7	7

＊ 任意保険の加入状況

対人 ・ 対物保険	無制限

＊ 輸送の安全に係る監査の結果・並びにそれに講じた処置及び講じようとする処置

監査実施回数	1回
指摘の有・無	有り
指摘に対する処置	済

＊ 運転者に係る情報（人）

在籍者人数	正規雇用	73名
社会保険加入状況	健康保険	有り
	厚生年金保険	有り
	労災保険	有り
	雇用保険	有り
平均給与月額水準	正規雇用	A